

国民健康保険税の 税率が変わります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

しかしここ近年、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費が年々増加し続けており、国民健康保険運営は非常に厳しい状況となっています。

加入者のみなさまに安心して医療を受けていただくため、下表のとおり保険税の改正を行うこととなりました。ご理解とご協力、よろしくお祈いします。



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

◎平成27年度の税率等

項目	基礎課税分 (医療給付費分)		後期高齢者 支援金分		介護納付金分	
	改正前の 税率・金額	改正後の 税率・金額	改正前の 税率・金額	改正後の 税率・金額	改正前の 税率・金額	改正後の 税率・金額
所得割額	6.40%	7.25%	2.15%	2.70%	2.20%	2.23%
資産割額	26.20%	30.00%	8.50%	10.80%	10.40%	11.70%
均等割額	24,200円	28,200円	8,000円	10,200円	10,800円	12,200円
平等割額	20,100円	22,700円	6,600円	8,200円	5,900円	6,400円
賦課限度額	51万円	52万円	16万円	17万円	14万円	16万円

◎倒産や解雇、雇い止めなどによる離職をされ、国民健康保険に加入された方へ

離職された翌日から翌年度末までの期間、国民健康保険税が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要ですので、雇用保険受給者証、保険証、印鑑をご持参の上、税務課で手続きを行ってください。

◎年金からの特別徴収

(天引き)されている方
または予定の方へ

国民健康保険税納税通知書を
確認してください。

年金からの納付方法を申請により口座振替へ変更することができます。その場合認め印が必要になりますのでご持参ください。

詳しくは、税務課国民健康保険係(☎63・3802)まで。

後期高齢者医療 健康診査のご案内



お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

■期間 平成27年6月1日
～平成28年2月29日

■場所 受診券に同封する
一覧表に記載された医療機関

■対象者 75歳以上の方

(65歳以上75歳未満で一定の障がい認定を受けられた方を含む)

■費用 600円

■お申し込み方法
対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りしています。

(受診券発行の申込み手続きは、不要になりました)

■お問い合わせ先
和歌山県後期高齢者医療
広域連合

☎073・428・6688

特養の多床室に 入所する方の部屋代 負担について

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する方（ショートステイ利用者を含む）のうち、住民税課税世帯の方等については、平成27年8月から新たに「室料相当」を負担していただくこととなります。

■対象者

特別養護老人ホームに入所する方、ショートステイ（短期入所生活介護、予防短期入所生活介護）を利用する方のうち、相部屋（多床室）に入所しており、食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象となります。

※相部屋（多床室）の方のみ予定

※住民税非課税世帯に該当する方など、食費・部屋代の負担軽減を受けている方については、部屋代負担の変更はありませ

■値上がりの時期

平成27年8月1日以降

■値上げ額について

具体的な部屋代については、施設と入所者の方などの契約事項となりますので、個別に各施設にお問い合わせください。

※低所得の方の相部屋（多床室）の居住費の基準となる額（基準費用額）については、1日当たり370円（平成27年4月時点）から840円へと変更になります

■部屋代の見直しについて

これまで、相部屋（多床室）の部屋代のうち、光熱水費については、入所者の方などにご負担いただいていたましたが、室料相当の額については、介護サービス費の中に含まれており、介護保険からの給付の対象となっていました。

一方で、自宅で暮らしている方や個室に入所されている方は、「自身で「室料相当」も含めた部屋代を負担されていることから、今回の見直しで、相部屋（多床室）の場合についても部屋代の全体を、入所者の方などの自己負担とすることが原則となります。



こんにちは

日高町地域包括支援センター

です！

認知症サポーター養成講座

を受けてみませんか？



認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です

認知症は高齢者だけの病気ではありませんが、高齢化が進むに従って増加する傾向にあります。日高町では「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

認知症サポーター養成講座では！

認知症の正しい理解・啓発のための、養成研修を受けた「キャラバン・メイト」が各地に出向いて講座を開催します。

「認知症とは何か」「認知症の人にとどのように接すれば良いか」などについて、映像を交えながらわかりやすく説明します。

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の方やそのご家族を地域や職場で見守り、支える人をいいます。

「認知症サポーター養成講座」

内 容 「認知症とは？」「認知症の人への接し方」の解説、ビデオ上映など

時 間 1時間～1時間30分程度（応相談）

対 象 町内在住の方、町内在勤の方

人 数 5名程度から

講座修了者には、サポーターの証「オレンジリング」をお渡しします。



（お申込み・お問い合わせ先）

日高町地域包括支援センター

日高町高家626番地（役場健康推進課内）

☎63・3801 FAX63・3846